

毎週月、水、金曜日発行

# 富山県報

令和2年2月28日

金曜日

第4607号

## 目次

### 告 示

- 県税に係る申請等における総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第4条第2項ただし書に規定する行政機関等の指定する方法についての一部改正 1
- 建築士法第4条第4項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者の指定 2
- 建築士法第15条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者の指定についての一部改正 5
- 土地区画整理事業の事業計画の変更 7

### 公 告

- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 8
- 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 9

~~~~~

## 告 示

~~~~~

### 富山県告示第78号

県税に係る申請等における総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第4条第2項ただし書に規定する行政機関等の指定する方法についての一部改正について

県税に係る申請等における総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第4条第2項ただし書に規定する行政機関等の指定する方法について（平成19年富山県告示第160号）の一部を次のように改正する。

令和2年2月28日

富山県知事 石 井 隆 一

題名及び制定文中「総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」を「総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」に改める。

### 附 則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の県税に係る申請等における総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第4条第2項ただし書に規定する行政機関等の指定する方法についての規定は、令和元年12月16日から適用する。

(税務課)

### 富山県告示第79号

建築士法第4条第4項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者の指定について

建築士法（昭和25年法律第202号）建築士法第4条第4項第3号の規定により、知事が同条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を次のとおり定め、令和2年3月1日から施行する。

令和2年2月28日

富山県知事 石井 隆一

- 1 次の表の学校の欄に掲げる学校において、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業（学校教育法（昭和22年法律第26号）による専門職大学の前期課程にあつては修了）した後、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第4条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

学 校	科 目	経験年数
学校教育法による大学 又は高等専門学校	建築士法第4条第4項第1号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（令和元年国土交通省告示第749号。以下「告示第749号」という。）第1第1号又は第2号に規定する科目（以下「第1号指定科目」という。）。この場合において、告示第749号第1の各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。	1年
	建築士法第4条第4項第2号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（令和元年国土交通省告示第750号。以下「告示第750号」という。）第1第1号又は第2号に規定する科目（以下「第2号指定科目」という。）。	2年

防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛大学校又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	第1号指定科目	0年
	第1号指定科目（告示第749号第1の各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛大学校又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	第2号指定科目	2年
	第2号指定科目（告示第750号第1の各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。）	3年

備考 科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学（短期大学を除く。）にあつては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）又は専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）の規定の例によるものとし、同法による短期大学にあつては短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）又は専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）の規定の例によるものとし、同法による高等専門学校にあつては高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあつては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあつては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあつては高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）の規定の例によるものとする。

- 2 次の表の学校の欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表の修業年限の欄に掲げる年数以上で、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学 校	修業年限	科 目	経験年数
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校	2年	第1号指定科目	0年
		第1号指定科目（告示第749号第1の各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。）	1年

校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校	1年	と読み替えるものとする。） 第2号指定科目	2年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	2年	第2号指定科目（告示第750号第1の各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。）	3年
	1年	第2号指定科目（告示第750号第1の各号中「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替えるものとする。）	4年

備考 科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあつては専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあつては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 3 次の表の学校の欄に掲げる学校を卒業した後、更に職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表の修業年限の欄に掲げる年数以上で、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学 校	修業年限	科 目	経験年数
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	3年	第1号指定科目（告示第749号第1の各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
	1年	第2号指定科目	2年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	3年	第2号指定科目	2年
	2年	第2号指定科目（告示第750号第1の各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。）	3年
	1年	第2号指定科目（告示第750号第1の各号中「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替えるものとする。）	4年

備考 科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 4 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士
- 5 平成20年11月28日前に、建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）による改正前の建築士法の規定に基づき二級建築士試験又は木造建築士試験の受験資格の認定を受けた課程（以下「認定課程」という。）を修めて卒業した者で、同日前の建築に関する実務の経験年数に同日以後の建築実務の経験年数を加えた年数が認定課程ごとに定める年数以上となるもの
- 6 平成20年11月28日前から引き続き認定課程に在学する者で、同日以後に認定課程を修めて卒業した後、認定課程ごとに定める年数以上の建築実務の経験を有することとなるもの
- 7 前各項に掲げる者のほか知事が建築士法第4条第4項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

## 富山県告示第80号

建築士法第15条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者の指定についての一部改正について

建築士法第15条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者の指定について（平成21年富山県告示第120号）の一部を次のように改正し、令和2年3月1日から施行する。

令和2年2月28日

富山県知事 石 井 隆 一

題名中「及び第2号」を削る。

本文中「第15条第3号」を「第15条第2号」に改め、「及び第2号」を削る。

第1項表以外の部分中「ア欄」を「学校の欄」に改め、「イ欄」を「科目の欄」に改め、「（学校教育法（昭和22年法律第26号）による専門職大学の前期課程にあっては修了）」及び「それぞれの区分に応じ、」を削り、「ウ欄」を「経験年数の欄」に、「第14条第1号」を「第4条第2項第1号」に改め、同項の表を次のように改める。

学 校	科 目	経験年数
防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛大学校又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	建築士法第15条第1号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（令和元年国土交通省告示第753号。以下「告示第753号」という。）第1の第1号又は第2号に規定する科目（以下「指定科目」という。）	0年
学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は中等教育学校	指定科目（告示第753号第1の各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。）	1年

備考 科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、防衛省設置法による防衛大学校、職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校にあっては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）の規定の例によるものとする。

第2項表以外の部分中「ア欄」を「学校の欄」に、「イ欄」を「修業年限の欄」に、「ウ欄」を「科目の欄」に改め、「それぞれの区分に応じ、」を削り、「エ欄」を「経験年数の欄」に改め、同項の表を次のように改める。

学 校	修業年限	科 目	経験年数
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校	1年	指定科目	0年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	2年	指定科目（告示第753号第1の各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。）	1年
	1年	指定科目（告示第753号第1の各号中「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替えるものとする。）	2年

備考 科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

第3項表以外の部分中「ア欄」を「学校の欄」に、「イ欄」を「修業年限の欄」に、「ウ欄」を「科目の欄」に改め、「それぞれの区分に応じ、」を削り、「エ欄」を「経験年数の欄」に改め、同項の表を次のように改める。

学 校	修業年限	科 目	経験年数
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	1年	指定科目	0年
	3年	指定科目	0年
	2年	指定科目（告示第753号第1の各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。）	1年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	1年	指定科目（告示第753号第1の各号中「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替えるものとする。）	2年

備考 科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

第5項中「で、同日前の建築に関する実務の経験年数に同日以後の建築実務の経験年数を加えた年数が認定課程ごとに定める年数以上となるもの」を削る。

第6項を削る。

第7項中「及び第2号」を削り、第7項を第6項とする。

## 富山県告示第81号

土地区画整理事業の事業計画の変更について

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により魚津市吉島

地区土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年2月28日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 土地区画整理事業の名称  
魚津市吉島地区土地区画整理事業
- 2 施行者の名称  
有限会社ダイケン
- 3 事業施行期間  
平成31年3月8日から令和3年3月31日まで
- 4 施行地区  
魚津市吉島、吉島字外山道、相木字朝折及び相木新の各一部
- 5 事務所の所在地  
魚津市住吉270番地2
- 6 施行認可の年月日  
平成31年3月8日
- 7 変更認可の年月日  
令和2年2月28日

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

**都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により立山町から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和2年2月28日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称



- (種類) 立山舟橋都市計画道路
- (名称) 3・4・2号 前沢日俣線  
3・4・5号 前沢中央線  
3・6・10号 大山上市線

### 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和2年2月28日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日  
令和2年2月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人キッズアイ
- 3 代表者の氏名  
古田 仁
- 4 主たる事務所の所在地  
富山県富山市鹿島町二丁目2番9号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、児童に対して、学童に関する事業を行い、外国籍や障害を持った子どもたちを含む児童の健全な成長、および、保護者の負担軽減を推進することにより、ふるさと富山の魅力度を向上させ、公益の増進に寄与することを目的とする。

